

新年明けましておめでとうございます。本年も継続してTaxExpressを発信させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。今回からシリーズで、「贈与税の配偶者控除」について詳しく解説させていただきます。第一回目は、贈与税の配偶者控除の制度創設の趣旨とその概要です。

1. 制度創設の趣旨

昭和41年度税制改正で、夫婦間における贈与については、概して贈与の認識が薄く、かつ、親子相互間における扶養義務観念の変化の傾向等に照らし、夫の死後における妻の生活保障の意図で行われることが少なくないことなどの実状に即応するための措置として創設されました。

この制度の創設に伴い、生前贈与についてこの適用を受けた者と適用を受けなかった者との相続税及び贈与税を通ずる税負担の均衡を図る趣旨で、相続税について遺産にかかる配偶者控除の制度（配偶者の法定相続分に対応する相続税額を控除。ただし、遺産額が3,000万円とした場合の法定相続分に対応する税額を限度。）が創設されました。

その後、改正を経て今日に至っています。

● 制度創設から改正の経緯

贈与税の配偶者控除に対する改正の経緯は以下のとおりです。

年分	軽減措置の内容
昭和41年～昭和45年	婚姻期間25年以上の配偶者から居住用不動産等の贈与については160万円を控除（非課税）とする。
昭和46年～昭和47年	婚姻期間を20年（1年未満の端数の切上げは行わない）以上に短縮し、控除額を360万円に引上げられた。また、期限後申告においても控除を認めることとする。
昭和48年～昭和49年	相続税の遺産に係る配偶者控除額が大幅に引上げられたことに伴い、贈与税の配偶者控除も560万円に引上げられた。
昭和50年～昭和62年	控除額が1,000万円に引上げられた。また、相続開始前3年以内のものであっても相続財産に加算する必要がないこととした。
昭和63年～	控除額が2,000万円に引上げられた。また、過去にこの適用を受けた者でも、今回適用を受ける配偶者が異なるときは、再度この適用を受けることができることとした。
平成23年～	更正の請求によっても適用ができることとした。

2. 制度の概要

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）できるという特例です。

この特例の適用を受けるための主な適用要件は以下のとおりです。

- (1) 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
- (2) 配偶者から贈与された財産が、居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- (3) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

（注1）「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

（注2）配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。

この特例の申告に当たっては、次の書類を添付して、贈与税の申告をすることが必要です。

- ① 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
- ② 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
- ③ 居住用不動産の登記事項証明書その他の書類で贈与を受けた人がその居住用不動産を取得したことを証するもの

金銭ではなく居住用不動産の贈与を受けた場合は、上記の書類のほかに、その居住用不動産を評価するための書類（固定資産評価証明書など）が必要となります。また、信託財産である場合には、登記事項証明書については、その土地等又は家屋に係る信託目録が含まれたものが必要です。

（文責：山本和義）